

平成 19 年 7 月 20 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 19 号（企業会計基準第 10 号の改正案）
「金融商品に関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 23 号
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、金融商品についてその状況やその時価等に係る事項の開示の充実を図るため、審議を重ねてまいりました。

今般、平成 19 年 7 月 13 日の第 132 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準の公開草案（以下「本会計基準案」という。）及びその適用指針の公開草案（以下「本適用指針案」という。）また、本会計基準案と本適用指針案を合わせて、以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 19 年 9 月 3 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：fv-kaiji@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

なお、当委員会では、新たな会計基準等の公表に伴う他の会計基準等の修正について、その内容を新たに公表する会計基準等の文末に記載する方法を採用することとしております。詳細につきましては、以下をご覧ください。

「新会計基準等の公表による他の会計基準等の修正について」

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 背景

本公開草案は、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、金融商品についてその状況やその時価等に係る事項の開示の充実を図るために、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）を改正し、これを適用する際の指針を定めることを目的とする。

■ 範囲

本公開草案は、原則として、金融商品会計基準等（本会計基準案及びその実務指針や本適用指針案以外の適用指針を含む。）が適用されるすべての金融商品について適用する。

■ 注記事項

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項について、次の事項を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

これまで、デリバティブ取引について、取引に係るリスクの内容やリスク管理体制等の取引の状況が開示されてきたが、本公開草案では、これを金融商品全般に広げている。

なお、バリュー・アット・リスクやストレステストなどにより把握された金融商品に係る定量的なリスク情報については、米国会計基準においてはその注記を任意としている一方、国際財務報告基準では、リスクが重要性に乏しい場合を除き、これを注記することとしております。本公開草案では当該定量的な情報の開示を求めてはおりませんが（本適用指針案第3項(3)及び第15項参照）、これについては、国際財務報告基準と同様の開示を行うべきではないかという意見もあることから、この点について特にコメントをお寄せ頂ければ幸いです。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

- ① 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法を注記する。
- ② 有価証券については、①に加えて、売買目的有価証券、満期保有目的の債券等の保有目的ごとの区分に応じ、貸借対照表計上額、時価、取得原価、売却額及び売却損益等を注記する。
- ③ デリバティブ取引については、①に加えて、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとに、ヘッジ会計が適用されていないもの及びヘッジ会計が適用されているものに区分し、契約額、時価及び評価損益等を注記する。
- ④ 金銭債権及び満期がある有価証券（ただし、売買目的有価証券を除く。）については、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。
- ⑤ 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債については、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。
- ⑥ 金銭債務については、貸借対照表日における時価の開示（①参照）に加えて、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた金銭債務の金額又は無リスクの利子率で割り引いた金銭債務の金額のいずれかを開示することができる。ただし、この場合には、当該金額の算定方法及び時価との差額についての適切な補足説明を行う。

上記について、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記する。

これまで有価証券やデリバティブ取引の時価等の開示が行われてきたが、本公開草案では、金融商品全般に広げている。なお、本適用指針案の参考（開示例）において、時価の算定方法等の記載例が示されている。

(3) 四半期財務諸表における注記事項

企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」に定められた取扱いを踏襲することとしている。なお、同基準では、最小限の注記項目を掲げており、個々の企業が、金融商品の状況、事業内容や事業形態を踏まえ、これを上回る開示を行うことを妨げるものではないことに留意する必要がある。

■ 適用時期

平成21年4月1日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成21年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。

以 上